

# 平成26年8月豪雨災害で被災された県民の皆様へ ～復興支援策のご紹介～

兵庫県

このたびの豪雨災害につきましては、心よりお見舞い申し上げます。  
兵庫県では、被災された皆様の一日も早い復興を願い支援施策を用意しておりますので、ご活用ください。

これ以外にも各市町が独自で施策を用意している場合もありますので、各市町にもご確認くださいませよう、よろしく願いいたします。

## 商工業者・農業者の皆様へ

I	商工業者の皆様への支援施策	1
II	農業者の皆様への支援施策	3

平成26年9月

# I 商工業者への支援施策

## 1 中小企業等支援

### ①金融対策特別相談窓口の設置

災害復旧に係る金融対策特別相談窓口を設置します。

#### 【相談窓口】

- ・兵庫県産業労働部産業振興局 地域金融室 TEL：078-362-3321  
[神戸市中央区下山手通5-10-1兵庫県庁1号館8F]
- ・丹波県民局県民交流室 産業・ツーリズム課 TEL：0795-73-3784  
[丹波市柏原町柏原688]

### ②中小企業・商店への経営支援の実施

(公財)ひょうご産業活性化センターが、被災地において現地経営相談会を実施するとともに、無料の経営専門家派遣を行い、被災地の中小企業・商店に対する経営支援を実施します。

問合わせ先 (公財)ひょうご産業活性化センター 経営・商業支援課  
TEL：078-230-8051  
[神戸市中央区雲井通5丁目3-1 サンパル6階]

### ③経営円滑化貸付（災害復旧枠）の適用と貸付限度額の拡大

対象者	8月豪雨災害により、事業所等に被害を受け、市町長が発行する「り災証明」を有する者
資金使途	災害復旧に必要な設備資金及び運転資金
貸付利率	1.15%（1～3年目：無利子、4年目以降：1.15%）
貸付限度額	2億8,000万円（現行1億円）
貸付期間	10年以内（うち据置2年以内）
適用期間	平成27年3月末融資実行分まで
問合わせ先	兵庫県産業労働部産業振興局 地域金融室 TEL：078-362-3321

### ④経営円滑化貸付（災害復旧枠）にかかる保証料引き下げ

経営円滑化貸付（災害復旧枠）について、兵庫県信用保証協会と協力して、中小企業者が負担する保証料率を引き下げます。保証料率：上限0.8%

問合わせ先 兵庫県産業労働部産業振興局 地域金融室 TEL：078-362-3321

## ⑤借換等貸付の金利引き下げ

対象者	次のいずれにも該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内で1年以上引き続き同一事業を営んでいる中小企業者</li> <li>・ 8月豪雨災害により、事業所等に床上浸水又は半壊以上の被害を受け、市町長が発行する「り災証明」を有する者</li> </ul> ※ただし、床下浸水又は一部損壊でも事業用資産（機械、原材料、商品等）が被災した場合は利用可能
資金使途	既往の県制度融資借入金の返済資金
貸付利率	1. 75%（現行1.85%を「政策金利（※）」並に引き下げ） ※「政策金利」：県が政策誘導している事業等へ適用する金利
貸付限度額	1億円
貸付期間	10年以内（うち据置1年以内）
適用期間	平成27年3月末融資実行分まで
問合わせ先	兵庫県産業労働部産業振興局 地域金融室 TEL：078-362-3321

## 2 にぎわい復活・誘客支援

### 被災地域元気回復支援事業の実施

被害を受けた地域において、商店施設の再開や観光施設のPRのために実施するイベント等を支援します。

補助対象	観光協会、商店街・小売市場、公益法人、第3セクター及びこれら団体・企業・県民が参画する協議会等
対象事業	復興イベント
実施時期	平成26年10月～平成27年3月
対象地域	丹波、阪神北等 被災地域
補助率	定額（規模に応じ、200千円、500千円、1,000千円、2,500千円、5,000千円）
問合わせ先	兵庫県産業労働部 観光振興課 TEL：078-362-3317

## Ⅱ 農業者への支援施策

### 1 農業再開等支援

#### ①美しい村づくり資金（災害資金）貸付の拡充

被害を受けた農業者等に対して、貸付限度額等の拡充と利子補給を実施します。

制度拡充	貸付限度額：個人 500万円 →（拡充）1,000万円 団体 1,000万円 →（拡充）2,000万円 償還期間：5年以内（うち据置1年以内）→（拡充）7年以内（うち据置2年以内）
------	--

利子補給	・利子補給期間 当初3年間 ・利子補給 利子全額（現行貸付利率0.5%→無利子化）
------	--

問合わせ先	兵庫県農政環境部農政企画局 農林経済課 農業共済金融班 TEL：078-362-3415
-------	---

#### ②農業近代化資金（災害資金）への利子補給の実施

被害を受けた認定農業者等に対して、農業近代化資金（災害資金）の貸付利率の無利子化（当初3年間）を実施します。

利子補給限度額 個人：貸付額1,800万円まで  
法人・集落営農組織：貸付額3,600万円まで

問合わせ先	兵庫県農政環境部農政企画局 農林経済課 農業共済金融班 TEL：078-362-3415
-------	---

### 2 地域農業の再生対策

#### ①地域農業再生対策事業

農業機械・施設及び農作物がともに被害を受け、営農継続される農家に対する支援を実施します。

- ・農作物の直売や特産品の加工活動への支援  
補助率3/4（1地区あたり事業費500万円まで）
- ・復旧農地の集約・規模拡大に必要な営農用機械の導入に対する支援  
補助率3/4（1地区あたり事業費1,000万円まで）

問合わせ先	兵庫県農政環境部農政企画局 農業経営課 集落農業活性化班（経営構造担当） TEL：078-362-3409
-------	--

#### ②野生動物防護柵集落連携設置事業

被害を受けた既設の野生動物防護柵に対して、15%以内の自己負担により、機能回復を支援します。

問合わせ先	各市町農業推進課 兵庫県農政環境部環境創造局 自然環境課 野生鳥獣班 TEL：078-362-3463
-------	---